

安平町男女共同参画基本計画策定

男女共同参画社会とは

男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる社会が男女共同参画社会です。

男女の性別による固定化された意識や慣行にとらわれることなく、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野に参加でき、男女が共に協力しあう男女共同参画社会の実現が求められています。

計画の必要性

男女共同参画社会の実現のため、国では「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され様々な取り組みが行われています。

しかし、依然として意識や社会習慣の上で男女の固定的な役割分担が根強く残っており、すべての個人がその個性や能力を十分に発揮するには大きな課題が残っています。こうした状況や当町の現状を踏まえ、安平町における男女共同参画社会の実現のための行動指針となる男女共同参画基本計画を策定しました。

計画への住民意見の反映

計画を策定する上で庁内検討会議を経て計画（案）を策定し、行政改革推進委員会での進捗状況の報告及び検討や住民の皆様の意見を反映するため、7月21日から8月22日の期間でパブリックコメントを実施し、2名から7件のご意見をいただき計画策定の参考とさせていただきます。

計画の体系

基本理念

「個人を尊重する成熟したまちづくり」

安平町総合計画の基本目標の1つである「豊かなこころ育む学びのまちづくり」において人権の尊重及び男女共同参画社会の実現に向けた主要施策になっており、これを計画の基本理念としました。

基本方針

計画内において、3つに集約した課題から基本方針（5ページ参照）を定めています。この基本方針に対し実行していくための施策の方向性として「基本的方向」を定め、具体的に取組む内容として「施策」を示しています。また、これらの施策を実行するために取組むべき「主要事業」を「町の取組み」に、住民の皆さんの役割として「住民の皆さんの取組み」に示しています。

主要事業の一覧及び住民の皆さんの取組み内容は計画本編に掲載しています。

計画の推進体制

本計画は、行政と住民が一体となつて進めて行く計画です。

男女共同参画社会の実現のため、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において協働で計画の推進に努めます。

※本計画の本編については、町ホームページまたは役場庁舎及び公民館で閲覧することができます。

問合せ 総務課総務・防災グループ
☎ 2511

